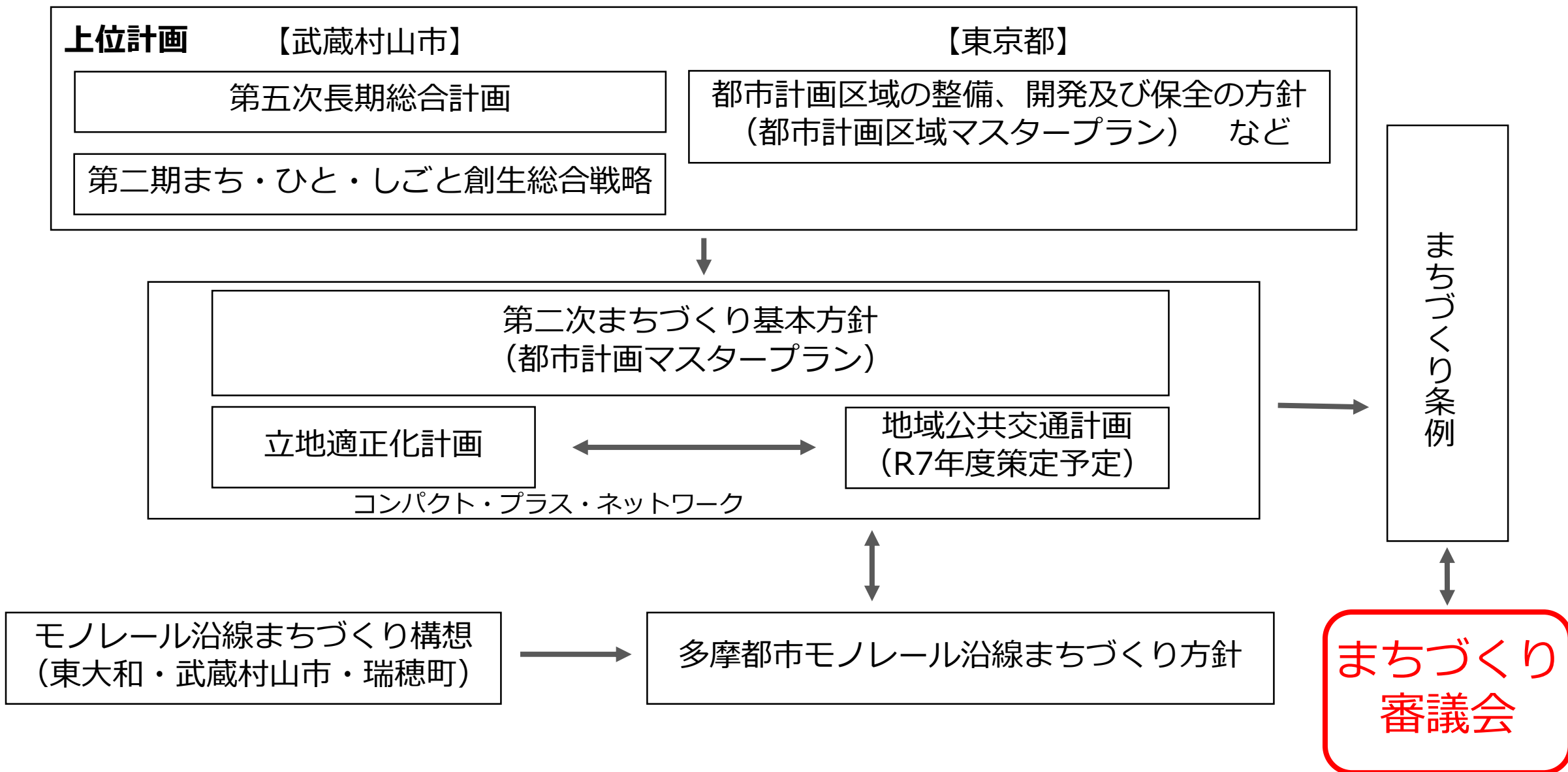


# まちづくりの計画（体系図）

参考資料



# まちづくりの計画（要約）

参考資料

	第五次長期総合計画	第二次まちづくり基本方針 (都市計画マスタープラン)	立地適正化計画	多摩都市モノレール沿 線まちづくり方針
策定背景	地域や行政が抱える課題等情勢を踏まえ、行政運営の目標と基本的な方針、主要施策等を定める	都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」	「コンパクト・プラス・ネットワーク」を推進するため都市再生特別措置法の改正で創設された計画	モノレール延伸は市が大きく発展する絶好の機会であることから、積極的かつ計画的なまちづくりを進めるため
策定 (期間)	令和3年3月 (令和3年度～令和12年度)	令和5年3月 (令和5年度～令和24年度)	令和7年3月 (令和7年度～令和24年度)	令和7年3月
目的	「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つの構成により、将来都市像の実現に向けて計画的なまちづくりを推進する	「車中心のライフスタイル」から脱却し、「駅を中心とした歩いて暮らせるまちづくり」へと転換を図り、人と環境にやさしい持続可能なまちづくりを目指す	第二次まちづくり基本方針で掲げた将来像の実現に向けて将来にわたり戦略的に持続可能なまちづくりの推進する	沿線の将来像やまちづくりの方針等を明確にし、担い手間での共有と計画的にまちづくりを進めること

